

# 出羽国北部における熊野信仰の師檀関係に関する覚書

高橋 正\*

## 一、はじめに

秋田県立博物館では平成十八年度特別展として「熊野信仰と東北—名宝でたどる祈りの歴史—」を実施した<sup>①</sup>。この展示は宮城県の東北歴史博物館と共同で三年前から調査を進めるなど、その準備段階から共同で作業を進めてきたものである。東北地方では現在でも、熊野信仰が各地に色濃く残ってはいるものの、その全体像を紹介する機会は今までなかったこともあり、会期中は多くの来館者から興味関心を持っていただいた。展示の内容については小稿では詳しく触れえないが、最初に祖山である紀州熊野の資料を紹介した後、その信仰がどのような形で東北各地に伝わっていったのかを、東北各地に残る資料から紹介した。

展示にあわせて、展示資料約三〇〇点を紹介した展示図録を発行し、<sup>②</sup>その中に「熊野信仰の東北への伝播—北部出羽国を中心として—」という拙稿を掲載したが、会期までの限られた時間の中での分析であったため、不十分な点が多々あった。小稿では、展示図録の中では述べきれなかった熊野三山の師檀関係について概観し、熊野信仰が出羽国北部にどの時期どのような形で伝わってきたのかを再考するための基礎作業としたい。

## 二、熊野信仰の師檀関係に関する研究史について

熊野三山における御師と先達そして旦那の関係については、熊野修

験の組織の研究やその統治機構の問題として研究が進められてきている。なかでも宮家準氏の『熊野修験』<sup>③</sup>、『修験道組織の研究』<sup>④</sup>はこうした研究の集大成であり、小稿の問題関心も宮家氏の研究成果に学ぶところが大きい。

また、熊野信仰における組織の問題を考えるにあたっては史料纂集『古文書編『熊野那智大社文書』』<sup>⑤</sup>に負うところが大きいことはもちろんであるが、それに加えて『和歌山県史中世史料』<sup>⑥</sup>一、二、<sup>⑦</sup>収録の本宮関係文書や、『山岳修験』<sup>⑧</sup>九に掲載された新出熊野本宮大社文書などの基礎資料が刊行されたことにより、更なる研究の進展が期待される。また、秋田県関係の資料についても、『横手市史古代中世資料編』<sup>⑨</sup>の中で東京大学史料編纂所架蔵影写本の若王子文書や、『新庄市史』<sup>⑩</sup>第一巻<sup>⑪</sup>の中で紀伊家文書が紹介されるなど、総括的に秋田県関係の熊野信仰史料を検討する必要が出てきたように思われる。

さて、秋田県内における熊野信仰の研究については、自治体史誌等で関係文書が紹介されたり<sup>⑫</sup>、秋田県北部比内地域の農民層の実態を記録した「沙弥浄光讓状」(新渡戸文書—別表史料番号六)の中に「熊野の御神田」「先達の田」等が散見することから、この文書について浅利氏との関連で分析した研究がある。<sup>⑬</sup>この他には、遠藤巖氏が「中世期の出羽国平賀郡の領主と領域」<sup>⑭</sup>において、平賀郡油河輩の動向を分析する中で京都若王子文書の解釈をされ、秋田県南部の熊野信仰についても言及されている。また、加藤民夫氏は秋田県内の中世宗教史の問題について論じられた「神仏受容の地方的展開」<sup>⑮</sup>の中で、秋田県内の熊野信仰について開発伝承との関連や浅利氏、小野寺氏の

\* 秋田県立博物館

熊野信仰の実態について触れるなどの研究成果などがある。<sup>14)</sup>

一方、陸奥国についての研究ではあるが綿貫友子氏は熊野那智大社文書の中に見る陸奥国関係資料を網羅的に検討し、そこから各地の熊野信仰の浸透について言及されている<sup>15)</sup>。小稿においてもこうした研究成果に導かれながら、出羽国における師檀関係を検討した。

### 三 出羽国北部の熊野信仰

ここで述べる出羽国北部とは現在の秋田県を中心とする地域を想定するが、その中で御師、先達、檀那の関係が明確に表れるのが次の史料である。

(史料一―別表史料番号十三)

那智山願文

奥州ひないの郡徳子郷

あさりの

徳子之源遠江入道但阿弥(花押)

同子息二位殿隆慶

合力善阿弥

嘉吉元年辛酉七月十四日

先達遊里住

宰相公良春(花押)

那智御師筒井坊

秋田県関係では熊野の御師、先達、檀那が明確にでて来る数少ない史料であり、従来より検討されてきた資料である。注目されてきたことは先達が「遊里」由利」に住んでいるという点である。宮家氏の先

達の類型からすればいわゆる「在地先達」で、「各地の霊山、社寺、熊野神領、市や港に依拠して在地の宗教者や俗人を熊野に導く」先達である<sup>16)</sup>。現在確認可能な秋田県の先達の中でもその在住地が明確である点に注目されてきた。

もう一点は、比内郡徳子(独鈷)の浅利氏が檀那になっている点である。浅利氏と熊野信仰との関わりは、前項で触れた「沙弥浄光讓状」の浄光が浅利氏に関係する人物と考えられることや、長祿元(一四五七)年十二月十七日の旦那売券(別表史料番号十九)の中で、浅利一族の檀那職を那智山御師筒井吉田がはまみや二郎に売り渡した事が確認できる。なお、浅利氏は甲斐国青島庄浅利郷を本貫の地とし、奥州合戦の功により浅利氏は浅利郷を所有したまま比内郡を与えられたといわれる<sup>17)</sup>。史料番号十九の端裏書にも「甲斐国浅里之地下一族一円」の檀那職として掌握している点がなお注目される。したがって沙弥浄光讓状のように文和三(一三五四)年という早い時期に「熊野の御神田」が設定される要因の一つは、氏族単位で檀那が掌握されたことにあると考えられる。宮家氏は檀那の掌握の仕方について「概して東日本の東北・関東と九州は氏族単位でなされ、これに対して近畿・山陽・四国では地域ごとにとめられている」<sup>18)</sup>ことを述べられているが、浅利氏はまさに氏族単位で檀那が掌握されたのであり、それが比較的早い時期に熊野信仰を比内地域に伝播する要因になったのではないかと考える。

またこの史料については、もう一点注目すべき箇所があると考ええる。それは在地先達の行動範囲の問題である。良春の住む由利は秋田県南西部に位置し、その霊山は鳥海山である。したがって良春は鳥海修験と関わりが深い先達と考えるのが妥当であろう。一方比内の独鈷は、古代においては秋田郡に編入されていたものの、中世に入り郡郷制が再編すると陸奥国に位置づけられ、さらには天正年間再び秋田郡に編



入されるといように、陸奥国と出羽国との間でその所領の境が変動していた地域である。この点については小稿で詳しく述べる準備がないが、いずれにしても在地先達の行動範囲の広範囲であることに注目する必要がある。私たちは、どうしても出羽関係の先達は出羽関係文書の中から考えてしまいがちだが、他国の檀那を出羽の先達が引導する可能性もあることをこの史料は示唆していると考えられないだろうか。

次に秋田県南部の動向について見てみたい。

貞和五年十二月二十九日の陸奥国先達且那系図注文案という史料について、特に最後の部分に注目したい。

(史料二―別表史料番号三)

(端裏書)

〔奥州先達檀那系図〕

此檀那三河あさり浄範より買得、雖然願文一通なく無正躰候處二、奥州持渡津先達大進阿闍梨幸慶貞和五年十二月廿九日参詣時、無願文由申て候へハ、幸慶委細如此注申候間、其後たんな尋あつか  
い候なり、

奥州遠田郡より参詣人々大略當坊へ参候也、為後年如此注置處、能々此人々参詣時可尋事也、

奥州持渡津先達檀那系図事

一 根本先達觀性房阿闍梨、其弟子戒行房阿闍梨、其弟子常陸阿闍梨房行祐、其弟子大進阿闍梨幸慶、其弟子輔阿闍梨、其舍弟太夫阿闍梨恵  
幸慶眞弟也  
咩

一 又常陸阿闍梨眞弟大貳阿闍梨房引導たんなの事

ぬかのふの内九かんのへよりまいり候たんなハミな〜當坊へ可参候、又一のへのいつかたのの中務殿も御参詣候、

一 津軽三郡内、しりひきの三世寺の別當八常陸阿闍梨房舍弟大和阿闍梨房にて候、彼引たんな皆當坊へ可参候、安藤又太郎殿号下國殿、今安藤殿親父宗季と申候也、今安藤殿師季と申候也、此御事共當坊へ可有御参候、

一 常陸法眼房弟子三位阿闍梨房先年参詣時、彼妻三位あさり妹御前 鵜山入道殿と申人引道申て候、當坊たんなにて候、

一出羽国山北山本郡いなにハ殿・かわつら殿、此人〜ハ大貳殿先達申て候、常陸法眼房弟子の大貳房にて候、

貞和五年十二月廿九日

この資料は奥州持渡津先達の檀那についてまとめたもので、その背景には、端裏書にあるように「三河あさり浄範」より買い取った檀那であるが、願文が存在せず檀那の実態が不明確であるためその内容をまとめたものである。直接出羽国に関する内容は史料の最後の部分であるが、前半部にあるとおり先達間に師弟関係があること、つまり「根本先達」先達家の初代」に対してその弟子が延々と述べられている点が注目される<sup>⑩</sup>。

また、安藤(東)氏の名前が檀那として登場することにも注目をほらう必要がある。十四世紀の半ばに、当時津軽十三湊を拠点としていた安藤氏が持渡津先達のもとで檀那となっていたことは、その権力体制が北奥羽においてある程度安定した基盤を形成していたことを示すと思われる。

さて、史料引用した出羽国の部分について、「いなにハ殿」「かわつら殿」は秋田県南部を拠点とした小野寺氏一族のことをさす。小野寺氏はもと下野国御家人で鎌倉時代に雄勝郡地頭職を得ている。小野寺氏がこの地域において熊野信仰に篤かったことについては、現在も稲庭城周辺に伝えられる十六世紀の紀年銘を持つ三面の御正躰が物語る。この御正躰奉納の意義については先に述べた「熊野信仰と東北」

の展示図録中のコラムに述べられている<sup>(20)</sup>。さてここで現在の秋田県南部と関係の深い資料をもう一点あげたい。

(史料三―別表史料番号七)

(端裏書)

「かハつらのいあし郎

大門之分」

申うけるりせニのことハ

あハせて二貫文つゝのよとニハ、

つき二百文つゝのりふんそゑてわた申すへく候、御七ニハてハのくニのかつまかにのへたうをハの申す、もしとつきをすき候わゝ、おさゑとられ申すへく候、

たいのあさりのてからすクニゑたるたにて候ほとニしたい申候、

かうやく元年八月八日

かハつらのいあし郎(略押)

文意がとりにくく難解な史料であるが、かわつらのいあし郎(川連弥四郎)が二貫文の借銭をし、それに対して毎月二百文の利息を支払うこと、この借銭について出羽国「かつまかに」の別当職を担保としていること、十ヶ月支払いができなければ押さえ取られること等が記されている。この文書は、米良文書として実報院に残ったものであるから、この借銭は「かわつらのいあし郎」が実報院に対するものと考えられる。

ここで問題になるのがこの「かわつらのいあし郎」が史料二の「かわつら殿」とどのような関係にあるのかということである。管見の限りでは康暦年間の川連氏において「弥四郎」なる人物を比定することはできないが、史料二においては檀那として記されていた「かわつら

殿」が「いあし郎」と同じ檀那の立場であれば、「かつまかに」の別当職を担保にすることや、文末の「たいのあさりのてからすくにえたるたな(檀那)にて候ほとニしたい(進退)申候」という記述が矛盾すると考える。よって、現状では史料二に檀那として記される「かわつら殿」と同一の立場にある人物とは考えていない。

この文書については「かつまかに」の地名をどこに比定するのかという問題や、この資料の最後の部分に記される「たいのあさり」を、史料二に記される「かわつら殿」の先達である「大貳房」つまり「大貳の阿闍梨」とは考えられないかという検討を含めて、今後の検討を要する史料であると考える。

さて、出羽国北部の熊野信仰の師檀関係を伝える史料は、わずかではあるが那智大社文書以外にも散見する。

(史料四―別表史料番号二十二)

出羽国秋田郡・山北々浦之上野公知行之分所々檀那、熊野参詣先達職事、去康正三年六月廿七日被成御下知之処、令紛失云々、仍重所被仰付也、早任当知行之旨、領掌不可有相違之由、乗々院――

寛正三―六月九日

紀伊律師御房

「出羽国小紀伊紛失状案已前御下知案文二  
小奉行封裏賜了、」

(史料五―別表史料番号二十三)

出羽国山北平賀郡油河輩、熊野参詣先達職事、任去応永廿三年六月五日御下知之旨、当知行之上者、相続引導不可有相違之由、乗々院――

寛正三―六月十一日



## 二位公御房

実名行連  
進物五百疋  
出羽国アフラ河ノ二位安堵案

この二通はともに若王子文書に納められている。ともに書止文言が省略されているが、関連する文書から「法印御房御奉行所候也、仍執達如件」と推測されるとともに、差出人が「上座芸全」と「法橋快僧」あるいは「法橋快堪」と推定される<sup>(2)</sup>。乗々院は若王子神社の別当で、十四世紀末期頃から、熊野三山検校を重代職として本山派を形成した聖護院の筆頭院家で、熊野三山奉行としてその実務にも関わっていた<sup>(2)</sup>。

史料の内容は、乗々院が秋田郡山北北浦の熊野先達職を紀伊律師に宛て行い（史料四）、山北平賀郡油河の熊野先達職を二位公行運に宛て行った（史料五）もので、ともに出羽国北部の先達職が熊野三山奉行である乗々院によって安堵されたことを示すものである。遠藤氏が述べる通り<sup>(2)</sup>、史料五は従来は平鹿郡関係資料として顧みられないきらいがあったが、秋田県における中世熊野信仰の師檀関係を物語る貴重な史料と考える。なお、史料四の中に康正三（一四五七）年段階で紀伊律師御房の先達職が安堵されていたこと、それ以前は上野公という先達が檀那を知行していたことが窺える。ただし、長享三（一四八九）年の乗々院御教書案（別表史料番号二十七）や、天文二十一（一五五二）年若王子社別当御教書写（別表史料番号三十五）等によると、出羽国秋田郡千福北浦は上野公御房が先達職を安堵されている事がわかる。康正三年以前に先達職を安堵されていた上野公とは同一人物とは言えないが、その一族が後に再び仙北北浦の先達職を安堵された可能性を窺わせる史料と考える。

## 四、おわりに

出羽国北部における熊野信仰の師檀関係について、既知の史料を再度概観し、そこから秋田県の熊野信仰の実態を論じようとの試みであったが、難解な史料の解釈におわれ、出羽国北部の特徴をまとめるまでには到っていない。それ以前に関係する資料数が少ないため、個別論が点から線にさらに面へとつながっていかないのが現状であることを再認識する結果となった。史料解釈についても、既に解釈されている内容の域を出るものではないが、秋田県関係の師檀関係文書をトータルとして概観することの必要性を主張するための基礎作業として小稿をまとめた次第である。

ただし、小稿を通して、現存する文書だけでは秋田県の熊野信仰については断片しか論じ得ないこともまた明らかになった。とりわけ、秋田の熊野信仰において大きな役割を果たしたと思われる男鹿半島の信仰や鳥海山の信仰についてはほとんど触れることができなかった。今後は中世において男鹿と鳥海がいかに熊野信仰と関わりを持ち得たのかについて、文書以外の資料も含めて検討する必要性を感じる。

## (註)

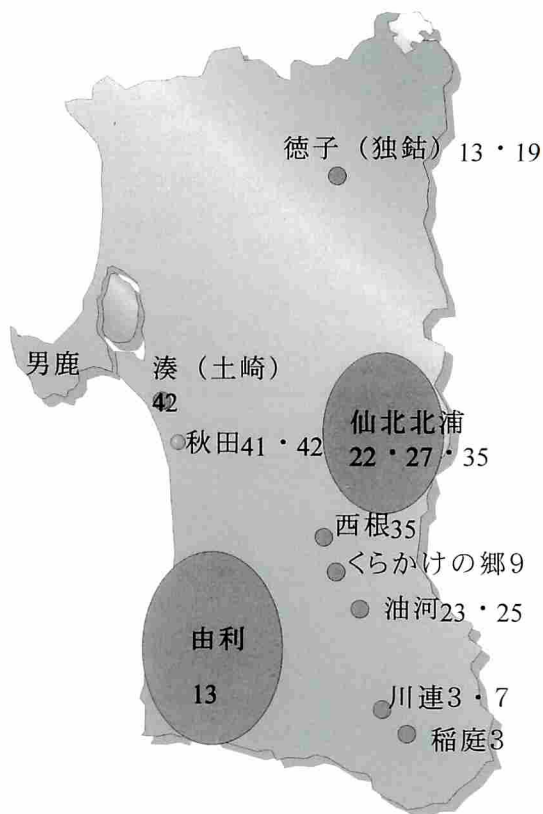
- (1) 「熊野信仰と東北―名宝でたどる祈りの歴史」は熊野信仰と東北展実行委員会（東北歴史博物館、秋田県立博物館、NHK仙台放送局、NHK秋田放送局）が主催し、平成十八年七月二十九日～九月十日の期間宮城会場（東北歴史博物館）、平成十八年九月二十三日～十一月五日の期間秋田会場（秋田県立博物館）で開催された。

- (2) 熊野信仰と東北展実行委員会編集「熊野信仰と東北―名宝でたどる祈りの歴史―」二〇〇六年

- (3) 宮家準『熊野修験』吉川弘文館一九九二年
- (4) 宮家準『修験道組織の研究』春秋社一九九九年
- (5) 永島福太郎・小田基彦校訂『熊野那智大社文書』全六巻 続群書類従完成会 一九七二～一九九一年
- (6) 『熊野本宮大社文書』『和歌山県史中世史料』二 和歌山県 一九八三年
- (7) 鈴木宗朔・山本吉右左編「新出熊野本宮大社文書 付島中家文書」『山岳修験』九 一九九二年
- (8) 『横手市史古代中世史料編』横手市 二〇〇六年
- (9) 『新庄市史』新庄市 一九八九年
- (10) 『秋田県史 古代中世史料編』秋田県 一九六一年で米良文書が紹介されて以降、『本荘市史史料編Ⅰ上』本荘市一九八四年、『秋田市史中世史料編』秋田市一九九六年、『能代市史資料編古代・中世』能代市一九九八年『横手市史』前掲書(八)などで紹介されてきた。
- (11) 「沙弥浄光譲状」についての分析は大島正隆「北奥大名領成立過程の一断面―比内浅利氏を中心とする考察―」『喜田博士追悼記念国史論集』一九四二年、塩谷順耳「南北朝期北奥の農民層について」『歴史』三三一 一九六六年や、『大館市史第一巻』大館市一九七九年、最近の研究では板橋範芳「沙弥浄光譲状の分析」『火内』第五号大館郷土博物館2二〇〇四年などがある。
- (12) 遠藤巖「中世期の出羽国平賀郡の領主と領域」『宮城教育大学紀要』三四 一九九九年
- (13) 加藤民夫「神仏受容の地方的展開」『秋大史学』四〇～四一
- (14) この他にも月光善弘『東北の修験道』、伊藤清郎「霊山・霊場と信仰」『中世出羽の宗教と民衆』高志書院二〇〇二年などがある。
- (15) 綿貫友子「中世後期陸奥国における熊野信仰―旦那・先達の分布と道興准後の順路に関する覚書」『東北大学日本文化研究所研究報告別巻』二九 一九九二年
- (16) 宮家準 前掲書(四) 二四〇頁
- (17) 『能代市史』前掲書(十) 六五八頁
- (18) 宮家準 前掲書(四) 二三八頁
- (19) 持渡津先達の系譜については、森毅『修験道霞職の史的研究』名著出版 一九八九年や宮家準前掲書(四)の中で述べられている。また持渡津の位置についても森氏は宮城県涌谷町付近と推定されたのに対して、大石直正氏は「平泉藤原氏と津軽安藤氏」『津軽安藤氏と北方世界』河出書房新書一九九五年で宮城県桃生郡河北町付近と推定されている。
- (20) 新堀道生「小野寺氏にみる中世地方豪族の熊野信仰」前掲書(二) 六十八頁 この中で新堀氏は御正躰が奉納された大永五(二五二五)年が小野寺氏が稲庭城主の家督を継いだ年であることと、同じ年に小野寺道俊が菩提寺の広沢寺を再建した年であることに注目し、小野寺道俊の御正躰奉懸を家督継承にあたっての政治的なイベントと評価した。
- (21) 遠藤巖前掲著(十二)、『横手市史』前掲書(八)
- (22) 宮家準前掲著(四) 二二八頁
- (23) 遠藤巖前掲著(十二) 二九六頁 そのためか史料中の「油河」についても奥州津軽領の油川と比定されていたように思われるが、遠藤氏の論の通り平鹿郡西部(現横手市)と比定すべきと考える。



関連地名と別表の史料番号



(別表) 熊野信仰に関する出羽国関係資料

	史料名	和年号	西暦	月日	出典	差出	宛先	内容
1	旦那議状	弘安10	1287	10月29日	米良2	寂円	道賢	寂円が道賢に譲り渡した中に出羽国太町のたとう太郎、とうへい太郎の引檀那職がある
2	法眼道濟處分状案	乾元2	1303	6月20日	米良1088	法眼道濟	法印覚賢	信覚坊分に出羽国伊賀阿闍梨引檀那があり、これを師資相伝の領地として譲り与えた
3	陸奥国先達旦那系図注文案	貞和5	1349	12月29日	米良29	幸慶		奥州持波津先達大進阿闍梨幸慶が三河阿闍梨浄範より買得たもの
4	源泰長寄進状写	観応元	1350	8月15日	秋田藩家蔵文書	源泰長	明江山遍照院	明永熊野神社に、吉田・飯詰・八幡の三ヶ庄を寄進
5	源泰長書下写	観応元	1350	8月15日	秋田藩家蔵文書	源泰長	明江山遍照院	雄勝・平鹿・仙北三郡を牛王獅子舞の掠領とする
6	沙弥浄光議状写	文和3	1354	12月24日	新渡戸文書	沙弥浄光	彦四郎	浅利氏の議状に、「熊野の御神田」、「先達の請田」などが出てくる
7	借錢状	康暦元	1379	8月8日	米良50	かわつらのいやし郎		川連の弥四郎が二貫文の借金をした証文。月二百文の利息を支払うことと、出羽国かつまかにの別当職を担保としたこと。川連の檀那職は「たいの阿闍梨」からえたことなどがわかる
8	僧都覚有一跡配分目録	永徳2	1382		米良56	覚有		覚有が諸弟に一跡を配分した目録中に、禅林房に「出羽国アツシ法阿ミた仏引檀那」がある
9	有職補任状案	永徳3	1383	6月5日	米良58			補任者に「山本郡くらかけの郷長谷寺別当御房」とあり
10	執行道賢一跡配分目録	永徳4	1384	2月7日	米良60	道賢		道賢の議状の中に出羽の檀那の表記有
11	旦那處分状	応永2	1395	7月28日	米良80	教誉	楠御前	教誉が楠御前に、出羽国の旦那の中で武蔵国平間浄長引旦那一円を譲り渡した
12	旦那売券	応永24	1417	10月10日	米良172	法橋良崇	上了通?	良橋が上了通?に美濃、出羽、信濃の三ヶ国の旦那を漆十貫文で本銭返した
13	旦那願文	嘉吉元	1441	7月14日	米良260	宰相公義春	那智御師筒井坊	比内独鈷の源但阿弥が旦那であることを由利の先達良春が那智の御師筒井坊に願文として提出
14	執行道跡配分目録	文安4	1447	10月23日	米良268	実報院道義		道跡の議状の中に出羽の檀那の表記有

※出典の「米良」は「米良文書」をさし、番号は、『熊野那智大社文書』（註5）の史料番号をさす。（「潮崎」「補遺」も同様）

	史料名	和年号	西暦	月日	出典	差出	宛先	内容
15	執行道跡配分目録	文安4	1447	10月23日	米良288	実報院道義		道跡の譲状の中に出羽の檀那の表記有
16	旦那売券	文安5	1448	3月19日	米良292	石松女、上 次郎	実報院	上次郎が実報院に売り渡した旦那の中に日向聖が先達として 引導した出羽国の旦那があった
17	道者相博状	康正元	1455	11月6日	米良345	聖倫		出羽国山形の弁殿旦那一円を堀内どの御坊へ渡した相博状 (交換)
18	道者去渡状	康正元	1455	11月9日	米良346	新宮堀内氏 経		出羽国山形の弁殿旦那一円を新宮堀内のもとに渡される
19	旦那売券	長禄元	1457	12月17日	米良258	那智山大貳 筒井吉田		浅利一族の旦那を那智山御師筒井吉田が濱宮八郎二郎に売り 渡した
20	旦那売券	長禄4	1460	6月7日	米良389	瀧脇善成坊	実報院	善成坊が所持していた出羽国渡部一族の旦那を実報院に売却 した
21	旦那売券	長禄5	1461	正月21日	米良409	井関良信坊		出羽・陸奥両国の菊池一族の旦那職を10カ年の本銭返で売り 渡した。
22	乗々院御教書 写	寛正3	1462	6月9日	若王子神社 文書	乗々院	紀伊律師御 房	若王子別当乗々院が上野公知行分の秋田郡仙北北浦の熊野の 旦那、先達職を宛行う。紛失状を添える
23	乗々院御教書 写	寛正3	1462	6月11日	若王子神社 文書	乗々院	二位公御房 行運	若王子別当乗々院が二位公御房行運の出羽国山北平賀郡油河 の熊野参詣先達職を宛行う
24	旦那売券	寛正7	1466	8月20日	米良487	光勝房光有	実報院	出羽国かんほう・葛西一族の旦那が光勝房から実報院へ売り 渡された
25	乗々院御教書 写	文明2	1470	7月18日	若王子神社 文書	乗々院		若王子別当乗々院が二位公御房行運の出羽国山北平賀郡油河 の熊野参詣先達職を引き続き宛行う
26	旦那売券	文明6	1474	11月26日	米良568	井関良信坊		出羽・陸奥両国の菊池一族の旦那職を10カ年の本銭返で売り 渡したが、それを二貫文加えて永代に売り渡した。
27	乗々院御教書 写	長享3	1489	7月16日	紀伊家文書	乗々院	上野公御房	若王子別当乗々院が上野公知行分の秋田郡仙北北浦の熊野の 旦那、先達職を宛行う。紛失状を添える
28	旦那売券	延徳2	1490	12月28日	米良697	一野円賀房	実報院	出羽国長井における旦那職を実報院に売却する
29	道者売券	明応3	1494	4月18日	米良714	善長坊くま 千代	実報院	出羽国長谷部一族の旦那職を実報院に売却する
30	旦那願文写	天文3	1534	6月7日	米良866	勝林坊	実報院	最上郡山形住人27名の旦那について、先達勝林坊が御師実報 院に願文として提出した
31	願文	天文5	1536	8月1日	橋爪6	竹本坊	橋爪坊	最上谷地住人10名の旦那について、先達竹本坊が御師橋爪坊 に願文として提出した
32	旦那願文写	天文6	1537	6月6日	米良871	梅本坊	実報院	出羽中野の旦那6名について、先達梅本坊が御師実報院に願 文を提出した
33	旦那売券	天文18	1549	3月19日	潮崎163	多門坊	勝達坊	常陸国の旦那のうち下館一円の先達が羽黒山別当である
34	旦那願文写	天文18	1549	12月1日	米良886			出羽長井庄米沢の旦那2名
35	若王子社別当 御教書写	天文21	1552	6月29日	紀伊家文書	乗々院	上野公御房	乗々院が上野僧都に出羽北浦四カ所、西根中郡三カ所、南合 浦日内門野等の旦那、先達職を安堵する
36	先達職書立案	年未詳						出羽国山北・山本郡は代々先達職である
37	小田名字在所 注文写	年未詳						出羽長井の下野殿は、宍戸の惣領である
38	道会差入状	天正3	1575	11月26日	米良952	道会	実報院	南蔵坊より質入れしていた出羽国の旦那は借錢が長く進退す る
39	旦那売券	文禄4	1595	12月2日	米良955	坂蔵奎大夫	補陀落寺	出羽国庄内の田川郡飽海郡(大泉庄を除く)の旦那職を坂蔵 奎大夫が補陀落寺に売却した。東覚坊が証人
40	治部少輔公旦 所書立写	慶長2	1597	10月吉日	米良1131	五右衛門は は		治部少輔は出羽国寒河江内溝延、白岩(先達宝積坊)延沢、 小田島、西方、白水、東根(先達竹本坊)を旦那とする
41	実報院諸国旦 那帳	年未詳			補遺3			出羽国秋田郡、河辺郡一円が記載
42	廊之坊諸国旦 那帳	慶長4	1599	5月9日	補遺4			日本国中名字所持分の中に「秋田 城 湊 まつまい 三しょう 河北之慶蔵坊引一円 山かた郡羽山寺坊号橋本坊」とあり